

## ◆「ろうふくエール基金」 実施要領

### 1. 基本方針

生活困窮者・就労困難者の生活改善・解決に向けた支援（生活・就労支援等）を実施しつつ、生活困窮者・就労困難者の自立支援につなげることを基本とする。

### 2. 支援対象

(1) 支援対象は、生活困窮者もしくは就労困難者で、公的な支援がないことを原則とするが、公的な支援がある場合でもそれだけでは不十分な場合についても支援する。

(2) 組織的支援機関（以下、支援機関）の存在とその推薦、継続的な関わりを前提とし、本人への支給・給付及び物品の貸出しも支援機関の支援者（以下、支援者）を通じて行う。

#### ①（共同申請制度）

所定の書面様式に基づき、本人・支援者の連名で共同申請することとする。

#### ②（組織的支援機関）

支援者については、その組織の業務、活動等として、当該対象者の継続的な支援を行う機関で、その業務、活動等の一環として本基金の申請サポートを行う機関とする。

#### ③（基金利用説明会）

申請に関する詳細については、基金利用説明会を実施する。

申請にあたっては、基金利用説明を受けていることを原則とする。

### 3. 支給および給付

(1) 支給・給付は、現物給付（支援者を通しての業者等への支払いを含む）を基本とする。

(2) 貸出物品

物品の貸出しについては、本人及び支援者の状況を勘案し、次のいずれかの方法にて行う。

①貸出物品の購入及び貸出しは、ともに支援者が行うこととし、貸出物品の購入に必要な経費を、基金から支援者に拠出することとする。

②貸出物品の購入は基金運営事務局が行い、これを支援者を通して貸出すこととする。したがって、貸出物品の購入に必要な経費は、基金から基金運営事務局に拠出されることとなる。

(3) 支給・給付及び物品の貸出しに際しては、各分野・項目・物品の市場相場を勘案する。

(4) 支給及び給付は、本人・支援者の連名による申請書に基づき、基金運営事務局が【4. 基金の用途】に沿って判断したうえで行うことを原則とする。ただし、緊急に支援が必要な場合は、基金運営事務局にて速やかに判断することとし、その場合の

支給・給付は、基金運営事務局にて一時的に立て替え、後日、申請手続きと精算を行う。

#### 4. 基金の使途

基金の使途は、「物品や些少の現金などの支給・給付」と「物品の貸出し」の2つに大別し、それぞれ下記の通り定める。

##### (1) 支給・給付

###### 1) 新型コロナ対策支援

- ・マスク及び消毒液、体温計等の支給又は購入費の全部または一部の給付
- ・新型コロナに関連する病院受診費と薬剤費等の全部または一部の給付

##### (2) 物品の貸出し

###### 1) スマホレンタル支援

- ・就職活動や支援者との連絡の確保に必要なスマホ等の貸与

###### 2) 支援ツールレンタル支援

- ・支援機関(者)へ就労支援、職業訓練、雇用創出などを実施する際に必要となる支援ツール等の物品の貸出

##### (3) レンタル支援

###### 1) 車輜レンタル支援

- ・地域での食料支援等に活用するための車両のレンタル料等